

不当請求・架空請求を見分けるポイント

「覚えはないが…」 「もしかしたら…」 と、心のスキにつけ込み、金銭を要求する不当請求や架空請求。だまされないためにも、以下のような場合には注意しましょう。

⚠️ 請求方法や金額などの明細があいまい

契約日・契約内容がはっきりしない、契約業者名が不明、請求金額・支払い方法が不明など

⚠️ 自宅や職場に回収に行くなど、脅しのような記載がある

⚠️ 問い合わせ先が携帯番号になっている

ただし、最近では固定電話でも架空請求の場合が多いので、最寄りの消費生活センターに問い合わせを

⚠️ 債権回収業者名^(※)で通信利用料を請求する

法務省から許可を受けた業者であっても、動画などのデジタルコンテンツ、出会い系サイト、アダルトサイトなど通信情報サービス利用料の遅延金の回収行為は認められていない

(※) 営業許可を受けた債権回収業者は、法務省 HP で確認できます。

https://www.moj.go.jp/housei/servicer/kanbou_housei_chousa15.html



もしものときは… お近くの消費生活センターへ

消費生活センターは、地方公共団体が運営する「消費者のための相談業務を行う機関」です。

悪質商法による被害や商品事故の苦情などの消費生活の相談に応じるほか、消費生活の安定と向上を図るための業務を行い、問題解決のための手助けをします。

具体的な対処方法は、発生したトラブルの内容や状況などによって異なります。ご連絡の際には、契約書や申込書などの関係書類を用意し、相談員にご相談ください。

主な事業内容

消費生活相談	専門の消費生活相談員が消費生活に関する相談を受けつけ、問題解決のための助言やあっせんなどを行います。
消費者啓発	消費生活に役立つ情報を提供したり、くらしの知識を幅広く学ぶための講座などを開催したりしています。
商品テスト	相談のあった商品について、品質や性能、安全性などを調べ、確かな商品選びの指針となる情報を提供します。

消費生活に関するトラブルは、お近くの「消費生活センター」へご相談ください

消費者
ホットライン

☎️ 188 (イヤヤ!)

※消費者ホットラインに電話をすると、お住まいの近くにある消費生活センターや相談窓口につながります。

⚠️ 決して払ってはいけません ⚠️

あなたをねらう 不当請求・架空請求

監修 東京経済大学教授・弁護士
村 千鶴子



メールやハガキ、封書などで、身に覚えのない料金の請求通知書を送りつける「架空請求」や、「無料」と表示のあったサイトから高額な利用料金が請求されるといった「不当請求」が問題になっています。これらは、もっともらしい口実や脅迫的な文面で不安をあおり、金銭の支払いを迫る悪質な犯罪です。

被害者は、突然届いたメールやハガキ、封書などを見て、「私だけがこんな目に遭っている」と動揺して、トラブルに関わりたくない思いからお金を振り込んでしまいます。

突然に舞い込む「脅迫文」に、あなたは冷静に対処できますか？

気をつけよう



こんな手口で

あなたをねらいます



1
事例

ハガキで公的機関から未納通知が…

法務省から許可を受けているという債権回収会社から料金未納通知書がきた。書面には「インターネットサイトの利用料」と書かれているが、身に覚えがない。間違いかと思ひ連絡先の携帯番号に連絡すると、「振り込まなければ、自宅や会社に取り立てに行く」と脅された。その後、毎日催促の電話がかかってくるようになった。



通信料金未納通知書

お客様のご利用された有料アダルトサイトの「電子通信料未納分」につきまして、ご利用会社から法務局に債権譲渡登記があり、当社が債権管理回収をいたします。

個人情報保護の観点から必ずご本人が電話をください。連絡のないお客様については、裁判所に出廷となり、給与・動産物差し押さえとさせていただきます。(略)

受付番号 090-0000-0000
最終受付期間 (略) 受付時間 (略)
株式会社〇〇〇債権管理機構
東京都△△区□□□□□□□□

ポイント

公的機関などの名前を出されると信用してしまいがちなので、注意が必要です。法務省許可の債権回収会社でも有料アダルトサイト料金などは回収対象外なので、金銭を請求されることはありません。

どうすればいい?

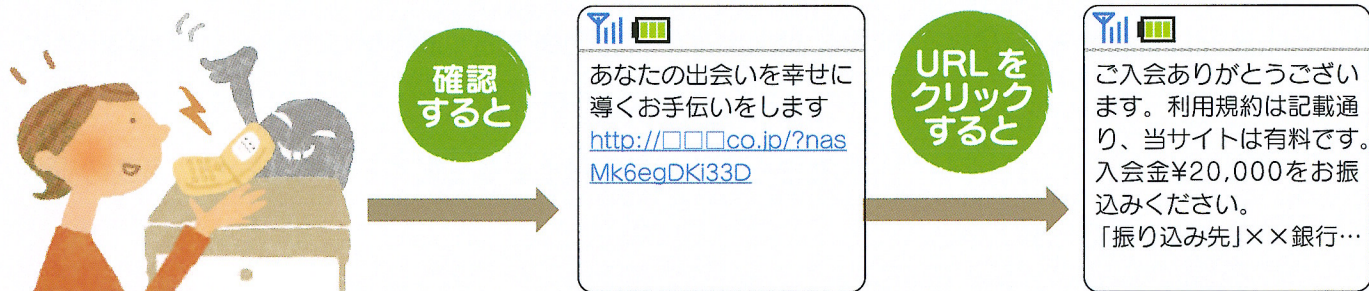
- サイトを利用した覚えがなければ無視する
- 電話で問い合わせると電話番号を知られてしまううえに、業者に個人情報を聞き出されてしまうので、問い合わせなどは絶対にしない

2
事例

携帯電話に届いたショートメールにサイトのURL (アドレス) が…

携帯電話に届いたショートメール (※1) に URL が載っていた。友人かと思ひクリックしたところ、アダルトサイトの登録画面に移り、(登録ありがとう、登録料3万円、5日以内に振り込んで) という表示が現れた。慌ててメールの文章を確認すると、「クリックした時点で規約に同意し契約を締結したものとみなす」という言葉が、画面をスクロールしなければ分からない下の位置に記されていた。

(※1) 携帯電話番号あてに送れるショートメッセージサービス



ポイント

最近では宅配業者を装って「ご不在のため、お客さま宛のお荷物を持ち帰りました。再配達のご依頼はこちらから → <http://xxx.com/>」と偽サイトに誘導する手口や、「500万円が当選しました! 今すぐ受け取るために、こちらのページをご確認ください → <http://xxx.com/>」と嘘のSMSを送ってくる手口も増えています。知っている企業名だったり、気になるタイトルであっても安易に信用してはいけません。

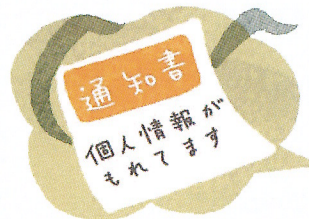
どうすればいい?

- 知らない電話番号からのショートメールは開かない、URL にアクセスしない
- URL にアクセスしただけでは契約は成立しない。お金を請求されても無視する
- しつこく送られてくる場合は、受信拒否設定をする

3
事例

「漏れた個人情報削除のため」とお金を請求された…

知らない業者から電話があり、「10年前にテレビを買った店から、あなたの個人情報が出ています。当方は公的機関から情報を削除するように依頼されているが、それには削除料が必要だ」と言われ、料金を要求された。あやしいと思ひ、「検討する」と言ったところ、「個人情報が悪用される」と強い口調で言われた。



ポイント

ここ数年、多くの人が敏感になっている「個人情報」を口実にした手口です。悪質業者は社会性のある話題でだまそうとするので、注意が必要です。また、本当に情報が流出した場合、その対応責任は「流出させた事業者」にあります。

どうすればいい?

- 電話をしりお金を払ったりすると、その後も繰り返し請求を受けるおそれがあるので無視する
- 企業が漏洩した個人情報を削除するために、公的機関が動くことはない

巧妙化する“お金の払わせ方”

詐欺グループの手口が巧妙化しています。以前まで主流だった口座への振り込みは、金融機関で対策が数多く取られるようになり、被害件数は減ってきています。その一方で、新しい手口が登場するようになりました。特に増えているのが、レターパックなど、郵便局のサービスを使った手口(※2)です。他にも、現金書留やバイク便、手渡しによる被害も増えているため、注意が必要です。また、右の例のような手口による被害も多発しています。

(※2) レターパックでの現金の送付は禁止されています



他には…

- コンビニでプリペイドカードを購入するよう指示し、購入したカードの番号を教えると要求してくる (プリペイドカードの番号を伝えることは、お金を相手に渡すことと同じです)
- 故人の架空の借金返済を遺族へ要求する
- 自動車やテレビ、旅行など、高額な景品が当選したと偽り、送料や諸経費を請求してくる。費用を払っても、商品は届かない

身に覚えがないもの、あやしいと思えるものには決して手を出してはいけません

気をつけて! 無視してはいけない架空請求

架空請求への対策は「無視する」のが原則ですが、裁判所が命じた「支払督促(※3)」「少額訴訟(※4)」を悪用した架空請求には注意が必要です。

これは、消費者が無視することを想定して、悪質業者が訴訟制度を悪用する手口です。このような場合、裁判所から届けられた書類に記載されている期日までに異議申立てをしたり、出廷して争えば、不当請求が認められることはありません。しかし、無視して欠席すると相手方の主張どおり手続きがすすむため、給料・財産などを差し押さえられるおそれがあります。残念ながら少額訴訟や支払督促が申し立てられた時点では、裁判所はその当否や架空請求であるかどうかなどを判断することはできないのです。もし裁判所から書類が届いた場合は、決して放置をせずに、すぐに弁護士会や消費生活センターなどに連絡してください。

(※3) 債権者が、原則として、債務者(相手方)の住所のある地域の裁判を受け持つ簡易裁判所の裁判所書記官に対する申立てを行うことにより、債務者に対して事務的に金銭の支払いを命じる制度。異議申立てをすれば訴訟に移行する。

(※4) 60万円以下の金銭の支払い請求を目的とする事件に特別に利用できる、簡易裁判所における訴訟手続きのこと。原則1回目の裁判で判決を出す。